

入 札 公 告

ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 10 日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業委託一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
福島高等学校（福島市御山町 9-1）
福島東稜高等学校（福島市山居上 3）
尚志高等学校（郡山市大槻町字坦ノ腰 2）
帝京安積高等学校（郡山市安積町日出山字神明下 4 3）
会津北嶺高等学校（会津若松市相生町 3-2）
福島県磐城第一高等学校（いわき市内郷御厩町上宿 1 1）
聖光学院高等学校（伊達市六角 3）
郡山学院高等専修学校（郡山市清水台 2-1 1-8）
磐城高等芸術商科総合学園（いわき市平下神谷字立田帯 5）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立がなされている者にあつては、当該手続開始決定の後に入札に参加することに支

障がないと認められる者であること。

- (4) 福島県内に本社又は営業所を有する者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないと認められる者であること。
- (6) この公告の日から過去5年以内において、本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について、履行実績があり、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、次に掲げる期限までに郵送又は持参により次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限
令和7年3月17日（月）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部私学・法人課（福島県庁西庁舎3階）

4 契約条項を示す場所及び期間

上記3に掲げる場所において公告の日から令和7年3月17日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

なお、福島県総務部総務課ホームページ「総務部入札情報」においても同内容を公開する。

- (1) 配布期間
公告の日から令和7年3月17日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
上記3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他
郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、上記3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年3月24日（月）午前10時00分
- (2) 場所

福島県庁西庁舎 3 階西 331 会議室

(3) その他

郵便による入札は、認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項 4 号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和 7 年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 入札の無効

上記 2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

10 その他

(1) 入札方法

入札書は、所定の入札書に必要とする事項を記載し、上記 6 に掲げる日時及び場所において提出しなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 落札者の決定の方法

入札単価が予定単価の制限の範囲内であって、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。なお、この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県総務部私学・法人課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 本公告に関する問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部私学・法人課

電話 024-521-7048 (直通) FAX 024-521-8345